

お客様各位



## 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」 継続に係る電気料金の特別措置延長について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」という）の継続に基づき、当社の電気料金の特別措置を以下のとおり延長いたします。

敬具

### 記

#### 1. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要

2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。毎月の電気料金請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計の負担を軽減いたします。

#### 2. 対象となるお客さま

- 株式会社エネクスライフサービスから債権譲渡を受け、当社から電気料金をご請求している全てのお客さま（e コトでんき!ご契約者）

#### 3. 適用時期

延長前：2023年9月使用（2023年10月検針分）～2023年12月使用（2024年1月検針分）

延長後：2023年9月使用（2023年10月検針分）～2024年5月使用（2024年6月検針分）

#### 4. 国が定める値引き単価

毎月の電気料金を算定する中で、本事業において定められている以下の金額を「燃料費調整単価（円/kWh）」から差し引くことにより、電気料金を算出いたします。

現在の特別措置	今回延長分	
2023年9月使用～12月使用 （10月検針11月請求分～ 2024年1月検針2月請求分）	2024年1月使用～4月使用 （2月検針3月請求分～ 5月検針6月請求分）	2024年5月使用分 （6月検針7月請求分）
▲3.5円/kWh	▲3.5円/kWh	▲1.8円/kWh※

※「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の決定により、値引き単価は変更になる可能性がございます。

#### 5. 国の事業内容に関するお問合せ先

電気・ガス価格激変緩和対策事務局（資源エネルギー庁）[特設サイト](#)

お客さま向け窓口：0120-013-305（受付時間9～17時（年末年始を除く））

どうか、素晴らしい今日を。